

青森県報

第九百七号

令和七年
四月二十八日
(月曜日)

目次

告 示

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………
障害福祉課 …… 一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………
同 …… 一

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出……………
同 …… 一

公 告

○特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧……………
漁港漁場整備課 …… 二

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………
防災危機管理課 …… 二

公 営 企 業

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………
病院情報管理課 …… 三

告 示

青森県告示第二百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

定により公示する。

令和七年四月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類		障害福祉サービス事業を行う事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類		名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 S t e p t e a m p y s t e b	弘前市大字城東一丁目一の一	自立訓練（生活訓練）		N E X T	弘前市大字城東四丁目四の一・二	令和七・四・三〇

青森県告示第二百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年四月二十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション えが おみょう サテライト ケ アぷらすはしかみ	階上町蒼前西七丁目九の四〇七	令和七・五・一

青森県告示第二百九十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出

があつたので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。

令和七年四月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者		障害児通所支援の種類	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	障害児通所支援事業を行う事業所
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	放課後等デイサービス	拓光園放課後等デイサービスセンター
		弘前市大字百沢字東岩木山二六二八	
		令和七・三・三	廃止年月日

公 告

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百七十七号）第十七条第一項の規定により、陸奥湾地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

令和七年四月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

陸奥湾地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課、蓬田村産業振興課、青森市農林水産部

水産振興センター、平内町水産商工観光課、野辺地町産業振興課、横浜町産業振興課、むつ市産業政策部水産課

三 縦覧期間

令和七年四月二十八日から同年五月十九日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、蓬田村産業振興課、青森市農林水産部水産振興センター、平内町水産商工観光課、野辺地町産業振興課、横浜町産業振興課及びむつ市産業政策部水産課にあっては、その執務時間内とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年四月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 特定役務の名称及び数量

令和七年度青森県総合防災情報システム運用保守業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県危機管理局防災危機管理課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和七年三月二十七日

五 契約の相手方の名称及び住所

東日本電信電話株式会社

東京都新宿区西新宿三丁目一九の二

六 契約金額

三千六百六十三万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年四月二十八日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 特定役務の名称及び数量

電算システム運用管理業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部情報管理課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和七年三月三十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

四千三百四十九万四千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十一円七十銭